

## 令和4年あきる野市農業委員会 2月総会議事録

令和4年2月25日（金）午後1時30分、令和4年あきる野市農業委員会2月総会は、あきる野市役所別館3階、第1会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、橋本和夫、笹本善之、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

### 議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について                  |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の進達について                  |
| 第3号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午後1時26分

(事務局長) それでは定刻前ですが、皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。

本日も新型コロナウイルスの関係で、人数を制限して開催させていただいております。また、先月の総会でもご報告させていただきましたが、東京都農業委員会農業者大会が中止となったため、先ほど甲野会長より東京都知事賞を受賞されました企業的農業経営顕彰の大福委員と、同じく都知事賞を受賞されました農業後継者顕彰の笹本委員を表彰させていただきました。お二人とも大変おめでとうございます。本来でしたら盛大に祝賀会を行いたいところではございますが、このような状況でございますので、改めてまた行いたいと思いますので、早く収束することを願っております。それではただ今から、令和4年あきる野市農業委員会2月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶、お願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。大変お忙しい中総会に出席いただきまして、ありがとうございます。

コロナウイルスがかなり猛威を振るっておりまして、予想以上に長引いております。総会もこんな形になったまましばらくやっているのですが、そんな中、外国ではロシアが侵攻して、前回の総会でも言ったのですが、農業にはどうしてもガソリンとか軽油、重油が必要なのですが、コロナだけならまだしも、原油の価格が上がってしまえば、今後ますます農業経営を圧迫するのではないかと心配しております。その一方で、農産物はあまり高くない。どうにかして皆さまで農業経営が赤字にならないように、コロナと併せて気を付けていただき、自己防衛していただきたいと思います。また、先ほどお話がありました、総会の始まる前にお二人を表彰しまして、お二人とも都知事賞、最高の賞なんですけれども、なかなかお二人揃って都知事賞を取るというのは珍しいと思います。ぜひ今後もお二人には頑張ってください、あきる野市の農業を引っ張っていただきたいと思います。おめでとうございます。今日は案件がやや多いので、皆さまの活発なご議論とスムーズな進行にご協力いただきまして、総会が無事に終わりますよう、よろしく願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はございません。また、今回の総会も、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うまん延防止等重点措置を受け、推進委員は半数の出席とし、農業委員も担当案件のある委員に加え、事務局で選定した委員4名とし、開催することとなっております。本日の署名委員は田中克博委員と山崎委員になります。よろしく願いします。

(事務局長) それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は坂本委員より欠席の連絡がございましたので、農業委員10名、推進委員2名の合計12名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催します。まずは、議事に先立ちまして、事務局より本日の議案について説明がございますので、お願いいたします。

(事務局) はい。今回議案として上がっております、議案書4ページ目の第3号議案、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号4

ですが、借り手の方より来月以降に延期させていただきたいとの申出がありましたので、本総会では議案に諮りませんのでご承知のほど、よろしく願いいたします。以上になります。

(議長) それでは議事に入ります。第1号議案、収受158, 収受159については、関連案件のため、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和4年2月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・収受158 朗読)**

**(第1号議案・収受159 朗読)**

以上となります。

(議長) 続きまして、収受158, 収受159について、担当の宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。現地へは21日、月曜日に山崎委員と事務局と行ってまいりました。地図は6ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

こちら、畑の上下に道路がありますけれども、南側の道路は高低差がありまして、ストレートに畑に入って行くことができないような位置関係になっています。それで、□□□番の隣の畑に●印を付けていただいて、○○○-○の隣の畑に▲印を付けていただいて、お聞きください。これは双方の農地の利便性向上のために所有権移転を行う案件です。地図のグレーの印が現在○○○○さんが所有している畑で、ストライプの印が□□□□さん所有の畑となっています。□□□番は現状は梅が植えてあるという状況です。○○○-○は荒れないように草が刈られているという状況です。それで先ほど●印を付けていただいた所は、グレーの畑の○○○○さんの所有地でハクサイが作付けされて、今、片付けを待っているという状況です。▲印を付けていただいた所は、ストライプの□□□□さんの畑で、ここは自家消費用の野菜が作られているという状況です。●印と▲印の畑はどちらも北側の川沿いの道路に続いているのですが、今回の対象地は道路に接道してなくて、しかも互い違いに混ぜこぜになっているという状況で、袋地になっているような所が使いにくくなっていると。これを使っている側に寄せて、利便性を上げようというのが話の趣旨であります。あと、△△△は両側が道路に挟まれていまして、梅が植えてあるのですが、使い勝手としては非常に使いづらい所です。そして、地図の左下にある◇◇◇ですが、この◇◇◇の少し南側に道路がありまして、これも人の背の高さを超える高低差がありまして、道路から下がった所の農地になります。この◇◇◇を取り巻いて小さい区画で6筆ございしますが、これが全て○○○○さんの所有地になりまして、○○○○さんの中に□□□□□さんの所有地が1つ紛れ込んでいるような、それで南側の道路は高低差がある道路との法面になっていますので、この使い勝手が良くなるようにと、一団として所有して使えるようになればお互いに都合がいい、ということで持ち上がった案件となります。△△△については、面積の調整のために一緒に所有権移転をするということです。使い勝手が良くなって、お二人とも高齢で、将来、相続が発生してくるといったことを考えた時に、所有している畑がまとまって、固まってある方が管理がしやすいのではないかとということで、お二人で合意されて

提出された案件となっています。なお、□□□の梅の木が植えてある所につきましては、これが承認されたら抜根して畑として使えるようにするというので、話を聞いております。報告は以上になります。

(議長) はい。ただいま、事務局と宮崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(嶋崎委員) この土地の表示の面積を足すと大体一緒になるのですか？

(宮崎委員) ピッタリとはいきませんが、大体近いところには・・・

(嶋崎委員) どちらかが少し多めになるような？

(宮崎委員) まあ、そうですね。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受158、收受159について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、收受168-2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。

**(第1号議案・收受168-2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受168-2について、担当の山崎委員、説明願います。

(山崎委員) それでは説明をいたします。2月21日、月曜日に宮崎推進委員と事務局2名と私の4人で現地調査を行いました。地図は7ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

まず○○○-○ですが、面積は●●㎡と小さく、現状ですが、枯れ草の状態からして草刈りはしているのだらうと思われます。この土地の左横の方には今回の譲受人の○○さんのお父さん名義の山林が隣接をしております。面積も小さいということで、使い勝手の方はあまり良くないようですが、譲受人は果樹でも植えようかなということを考えていると言っておられます。次に8ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

こちらの2筆の現状ですが、耕耘はされておきませんが、草は短く刈られているようであります。日当たりも良いことから譲受人の○○さんは、ブルーベリー栽培を考えているということであります。以上、よろしくご審議お願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と山崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受168-2について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、收受171につ

いて、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第1号議案・収受171 朗読)**

以上です。

(議長) 続きまして、収受171について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) それでは報告させていただきます。現地調査は21日、月曜日に事務局2人と松村委員と4人で行ってまいりました。現地案内図は9ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

〇〇〇〇番ですが、ここは畑になっておりまして、まだ作付けはされておりませんが、草もななくきれいになっておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(田中克博委員) 今回、農地法第3条での貸し借りですが、基盤強化促進法ではなく、第3条にした理由は何でしょうか？

(事務局) はい。〇〇さんは認定農業者ではございません。利用集積を使える方というのは、原則としてあきる野市の認定農業者と認定新規就農者としておりますので、〇〇さんは山梨では認定を取っていたのですが、あきる野市ではまだ認定を取っていないということで、今回は農地法第3条での貸し借りとなっております。以上です。

(田中克博委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問はございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、収受171について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、経由10について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の進達について。農地法第4条第1項の規定による次の許可申請については意見を付して同法施行令第7条の1の規定により東京都知事に進達するものとする。令和4年2月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・経由10 朗読)**

以上となります。

(議長) 続きまして、経由10について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明いたします。調査は21日に私が都合が悪くて、私1人で行ってまいりました。地図は10ページをお願いいたします。

**(現地案内図 説明)**

現地は今現在、石ころが転がる程度で草もほとんど生えてないというところで、鉄パイプで囲ってあると、そういう状況です。農地としても利用はできるかと思いますが、かなり石ころだらけの場所です。転用の理由も郵便局等の職員の駐車場としてお貸しするという事です。

土地の所有者が使う訳ではなく、駐車場に転用して貸すということのようでございます。現地はそのような状況になっております。以上でございます。

(議長) では次に、転用理由の説明をお願いします。

(事務局) はい。転用理由書をいただいておりますので、読み上げます。

**(転用理由書 朗読)**

このような理由書をいただいております。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、経過10の農地法第4条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして、第3号議案、番号1、番号2については関連案件のため、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。

令和4年2月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

**(第3号議案・番号2 朗読)**

以上です。

(議長) 続きまして、番号1、番号2について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明いたします。調査は先ほどと同じく、私1人で行ってまいりました。地図はまず11ページをお願いいたします。

**(現地案内図 説明)**

〇〇〇-〇ですが、畑には西側の道路から入って行くようになります。今現在、かなり草が大きくなってしまっていて、本当に作ってもらおうと有難いのですが、逆に質問なのですが、これは自分で全部きれいにするつもりなのですか?

(事務局) はい。借り手である〇〇〇〇さんがご自身で耕耘して、畑に戻していくとお伺いしているところでございます。

(嶋崎委員) 分かりました。作ってもらえるなら非常にきれいになっていいかなと思っております。ただ、非常に入りにくいという点が、この道路は多分6尺ぐらいあると思うのですが、南側から入れると近いけど、西の方の後ろから入るとある程度遠くて、道も一部なくなっているような所なので、それだけちょっと気になりました。では続いて、12ページをお願いいたします。

**(現地案内図 説明)**

△△△-△ですが、今現在は栗の枯れ木がございまして、周りに住宅もございまして、ちょっと整備するのが大変かなというような場所になっておりますが、こちらもきれいにさせていただけるといいかなと思います。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ござい

ますか？

(田中克博委員) 今回のこの案件の経緯というのは、事務局の方で所有者から借り手を探して、という流れですか？

(事務局次長) こちらにつきましては、〇〇さんが直に所有者さんと交渉した上で持って来た案件でございます。〇〇さんが近くでかなりやっていますので、それを見ていた所有者さんからうちの畑も使ってもらえないかとお声掛けをいただいて、ご自身で調整をして、最終的な段取りだけ事務局が入りまして、このような案件になったというもので、〇〇さんに関しては比較的このような形で自分で畑を見つけて来て、調整してくるので助かっているところでございます。

(田中克博委員) 今、借りれる畑がないような事を聞いていますので、これは自分で調整してきたのですか？

(事務局次長) はい、そうですね。

(田中克博委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(平野委員) あの、〇〇さんは、どういう方でしたでしょうか？

(事務局次長) はい。令和2年10月に認定新規就農者として担い手協議会で認定された方で、サツマイモ中心に頑張っている方で、振興会の後継者部にも加入しています。今回お配りしている『西の台地』にも載っています。

(議長) 五日市ファーマーズセンターの会員でもあります。

(平野委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号3についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

### (第3号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。それでは説明いたします。地図は13ページをお願いいたします。2月21日に大福委員と事務局2名、計4名で現地を見てまいりました。

### (現地案内図 説明)

こちらは現在キャベツを作付けしてありまして、通路も比較的きれいになっていますので、見る限りは問題ないと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ござい

ますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号3の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(〇〇委員) ありがとうございます。

(議長) 続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。

**(第3号議案・番号5 朗読)**

以上です。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の唐澤委員、説明願います。

(唐澤委員) はい。報告させていただきます。現地調査には同じく21日、月曜日に事務局2人と松村委員と4人で行ってまいりました。案内図は15ページをお願いいたします。

**(現地案内図 説明)**

ここは3分の2ぐらいはブロッコリーが植わっていきまして、まだこれから収穫をするところですね。あと、3分の1は収穫済みできれいになっておりました。格別問題はないと思いますが、ご審議の程よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と唐澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号5の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、番号6について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

**(第3号議案・番号6 朗読)**

以上です。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の橋本委員、説明願います。

(橋本委員) はい。それでは説明いたします。地図は13ページになります。

**(現地案内図 説明)**

この畑の周りも〇〇さんが耕作してありますが、現在、畑の境が分からないくらい、前作も分からないくらいきれいに耕耘されておりました。もうすぐに次の作付けができるような状況で管理されておりました。よろしくご審議の程お願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と橋本委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号6の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による



農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、事務局より報告がございませう。

(事務局次長) はい。1件ご報告がございまして、令和3年7月総会にかけさせていただいた、農地法第5条の武蔵引田駅南口の農業振興地域での一時転用、駐車場として一時転用をするという案件で、引田の区画整理事業の進展に伴って駅前の駐車場がなくなるので、一時的に貸し駐車場が必要であるということで、南口で農振農用地を一時的に駐車場として利用するというので、皆さまの許可をいただいた上で進達させていただいたのですが、本日正式に中止となったとの報告がありまして、農振農用地として転用せず残るといふこととなりましたので、この場を借りてご報告させていただきます。中止になった理由については、様々な事情がございませうが、引田の区画整理の進捗の状況であったり、駐車場を必要とする方が他の場所が見つかったりといふことで、一時的な転用ではあったのですが、農振農用地のまま残るといふことでございませうので、ご報告させていただきます。以上です。

(議長) それでは、専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和4年あきる野市農業委員会2月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げませう。

**(専決報告 朗読)**

以上でございませう。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、3月25日、金曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時15分